

高槻市下水道施設包括的管理業務委託に関する基本契約書

- 1 業務委託の名称 高槻市下水道施設包括的管理業務委託
- 2 履行場所 高槻市下水道事業区域
- 3 履行期間 本契約締結日から令和9年9月30日まで  
(業務移行期間：令和9年9月1日から令和9年9月30日まで)
- 4 本業務にかかる業務委託料総額 金●●●,●●●,●●●円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金●●,●●●,●●●円)
  - ①統括管理業務にかかる業務委託料総額 金●●,●●●,●●●円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金●,●●●,●●●円)
  - ②計画的維持管理業務にかかる業務委託料総額 金●●●,●●●,●●●円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金●●,●●●,●●●円)
  - ③改築計画策定業務にかかる業務委託料総額 金●●,●●●,●●●円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金●,●●●,●●●円)
  - ④日常的維持管理業務にかかる予定業務委託料総額 金●●,●●●,●●●円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金●,●●●,●●●円)
  - ⑤維持管理情報関連業務にかかる業務委託料総額 金●●,●●●,●●●円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金●,●●●,●●●円)(日常的維持管理業務にかかる各年度の業務委託料の単価については、第6条の規定に基づく単価契約で定めるものとする。また、日常的維持管理業務を除く業務にかかる各年度の業務委託料については、第7条の規定に基づく年度契約で定めるものとする。)
- 5 契約保証金 契約金額の5%以上(高槻市財務規則の定めるところにより、納付が免除となることがある。)

上記の高槻市下水道施設包括的管理業務委託(以下、「本業務」という。)について、高槻市(以下、「発注者」という。)及び本業務の受注者である●●●●(以下、「受注者」という。)は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な基本契約(以下、「本契約」という。)を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して請け負う。

本契約の証として、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保管する。

令和●年●月●日

発注者 大阪府高槻市桃園町2番1号  
高槻市  
代表者 高槻市長 濱田 剛史

受注者 企業体名称  
代表者 所在地  
氏 名

構成員 所在地  
氏 名

構成員 所在地  
氏 名

構成員 所在地  
氏 名

## (目的)

- 第1条 本契約（この契約書及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）は、発注者と受注者が相互に協力し、本業務を円滑に実施するために必要となる事項を定めるとともに、発注者と受注者の責務を明確化することで、その責務の履行を確実にすることを目的とする。
- 2 本業務の履行にあたり、発注者及び受注者は、本業務が下水道管理施設等の効率的な維持管理の実現とサービスレベルの向上を目的とすることを十分に理解し、官民の適切な役割及び責任の分担の下に、予防保全型の維持管理体制へと転換することを目的とする。
- 3 受注者は、この契約書及び設計図書の定めるところに従い、善良なる管理者の注意義務をもって、本業務を実施しなければならない。

## (総則)

- 第2条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書並びに別に定める単価契約及び年度契約を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（発注者が別に定めるプロポーザル実施要領及び要求水準書、並びに選考時に受注者が提案して認められた企画技術提案書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、本契約を履行しなければならない。
- 2 受注者は、この契約書記載の業務（以下「業務」という。）をこの契約書記載の履行期間（年度契約書に定めがある場合は、年度契約書による。以下「履行期間」という。）までに完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡し、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する業務の実施及び成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は受注者の統括管理者、業務責任者及び管理技術者（以下、「統括管理者等」という。）に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の統括管理者等は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は、前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了させるために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 本契約の履行に関して、発注者と受注者の間に用いる言語は、日本語とする。
- 7 本契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は日本円とする。
- 8 本契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）に定めるところによるものとする。
- 10 本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 本契約の履行に関して用いる時刻は日本標準時間とする。
- 12 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、大阪地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 13 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者（以下、代表者という）に対して行うものとし、発注者が代表者に対して行

ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について代表者を通じて行わなければならない。

(契約の構成及び適用範囲)

第3条 この契約書及び設計図書の内容について、齟齬または矛盾がある場合には、年度契約書、単価契約書、基本契約書、プロポーザル実施要領、要求水準書及び企画技術提案書の順で優先的な効力を有する。ただし、企画技術提案書の内容が要求水準書に定める水準を超える場合には、その限りにおいて企画技術提案書が要求水準書に優先する。

2 前項の各書類間で疑義が生じた場合は、発注者及び受注者の間において協議の上、係る記載内容に関する事項を決定するものとする。

(業務の範囲)

第4条 本業務の範囲は、以下の各号に記載された業務とし、詳細は要求水準書等に定める。

一 統括管理業務

1) 一元的統括管理業務

二 計画的維持管理業務

1) 巡視・点検業務

2) 調査業務(詳細カメラ、潜行目視)

3) 定期清掃業務

三 改築計画策定業務

1) 修繕改築計画策定業務

四 日常的維持管理業務

1) 閉塞調査・解消業務

2) 管内修繕

3) 悪臭等対策

五 維持管理情報関連業務

1) 点検調査、維持管理情報の整理

2) 下水道計画図調製業務

2 受注者は、この契約書で定められた範囲内において、その裁量により人員配置、使用機材及び消耗品等を決定し、本業務を行う。

(指示等及び協議の書面主義)

第5条 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(単価契約)

第6条 発注者及び受注者は、本業務のうち日常的維持管理業務について、年度ごとに業務単価について合意し、基本契約書締結時または、当該年度開始までに単価契約を締結する。

2 単価契約は、当該年度に適用する業務内容及びその単価、適用期間、業務の発注方法、業務委託料及びその支払に限り定めることができる。

3 各業務項目の契約単価は、当該年度に適用する公共工事設計労務単価に基づき発注者が設定した設計価格に対して、各業務の企画提案書参考見積価格を各業務の見積上限額で除した値を乗じて得た金額とする。

(年度契約)

第7条 発注者及び受注者は、本業務のうち前条による業務を除く業務について、年度ごとに実施する業務内容及び業務委託料について合意し、基本契約書締結時または、当該年度開始後速やかに年度契約を締結する。

2 年度契約は、当該年度に実施する業務内容及びその数量、履行期間、業務委託料及びその支払並びに前金払に関する事項に限り定めることができる。

3 各業務の業務委託料は、当該年度に実施する数量に基づき発注者が設定した設計価格に対して、各業務の企画提案書参考見積価格を各業務の見積上限額で除した値を乗じて得た金額とする。

(契約の保証)

第8条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

一 契約保証金の納付

二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、業務委託料総額の100分の5以上としなければならない。

4 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第55条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

5 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

6 業務委託料総額の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料総額の100分の5に

達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第9条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 受注者が部分払等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の業務委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない

(著作権の利用等)

第10条 受注者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。

2 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受注者又は著作権者の承諾なく自由に公表することができる。

3 発注者は、成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

4 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

5 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第2条第5項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。

6 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

7 発注者が本契約に基づき、受注者に対して提供した情報、書類、図面等（発注者が著作権を有しないものを除く。）に関する著作権は、発注者に帰属する。

8 受注者は、成果物が第三者の有する著作権を侵害するものでないことを発注者に対して保証するものとし、成果物が第三者の著作権を侵害した場合は、当該第三者に対する損害の賠償、又は、必要な措置を講じなければならない。

(再委託等の禁止)

- 第11条 受注者は、業務の全部を一括して、又は第4条に示す業務の主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 3 受注者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。また、再委託先を変更するときも同様とする。
- 4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。
- 5 第3項の規定により再委託の承諾があった場合にあっては、受注者は、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、本業務における再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負わなければならない。

(誓約書の提出等)

- 第12条 受注者及び高槻市暴力団排除条例（平成25年高槻市条例第33号。以下「同条例」という。）第7条に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）は、同条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）でないことを表明した誓約書を、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要ないと判断した場合はこの限りではない。
- 2 発注者は、受注者が暴力団員等に該当する者を下請負人等としている場合は、受注者に対して、下請負契約、再委託契約又は資材、原材料の購入契約等の解除を求めることができる。
- 3 前項の規定により契約の解除を行った場合における一切の責任は、受注者が負うものとする。

(特許権等の使用)

- 第13条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下この条において「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(許認可の取得等)

- 第14条 受注者は、法令上定める資格を有する者が実施すべき業務は、それぞれ必要な資格を持つ者に担当させなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、受注者は本業務に必要な許認可等をその責任と費用により取得し、維持しなければならない。

(法令上の責任等)

- 第15条 受注者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を遵守するとともに、これら法令上の一切の責任を負い、かつ、責任をもって労務管理を行うものとする。
- 2 受注者は、事業主として、業務遂行に伴い発生した財産上、法令上のすべての問題について責任を

負うものとする。

(監督職員)

第16条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも、同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の統括管理者等に対する業務に関する指示

二 この契約書及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

三 この契約の履行に関する受注者又は受注者の統括管理者等との協議

四 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の監督

3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 発注者は、第1項の規定により監督職員を置いたときにおける、この約款に定める指示等は、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(統括管理者等)

第17条 受注者は、この契約書及び設計図書に定める要件を満たす人員を統括管理者等に選任し、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

2 統括管理者は、この契約の履行に関し、本業務の管理及び統轄を行うほか、第6条に規定する単価契約及び第7条に規定する年度契約の締結、業務委託料総額の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第22条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 管理技術者及び業務責任者は、この契約の履行に関し、統括管理者と連携したうえで、前項の統括管理者が行使する権限のうち、管理技術者及び業務責任者がそれぞれ担当する個別業務（以下、「担当業務」という。）の履行に関し、担当業務の管理及び統轄を行うほか、担当業務に関する請求、通知、報告、申出、質問、回答及び協議を行うことができる。

4 受注者は、前2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを統括管理者等に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(照査技術者)

第18条 受注者は、設計図書に定める場合には、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を

定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。照査技術者を変更したときも、同様とする。

2 照査技術者は、前条第1項に規定する統括管理者等を兼ねることができない。

(業務準備)

第19条 受注者は、発注者又は発注者の指定する者から本業務の履行に必要な事項の引継ぎを受け、この契約書及び設計図書に定める業務実施体制等を発注者に通知しなければならない。ただし、緊急対応を要する日常的維持管理業務については、契約後速やかに業務実施体制を通知しなければならない。

(地域住民対応)

第20条 受注者は、必要に応じて、自らの費用負担及び責任において、本業務の実施に必要な住民対応（本業務の実施に伴い必要となる環境対策及び広報等を含む）を行わなければならない。

2 受注者は、予め発注者の承諾を受けない限り、前項の不調を理由に本業務の変更をすることはできない。

(土地への立入り)

第21条 受注者が調査のために第三者が所有する土地に立入る場合、当該土地の所有者等の承諾を得なければならない。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者が発行する身分証明書を常に携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(統括管理者等に対する措置要求)

第22条 発注者は、統括管理者等又はその他の担当者が、その業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係わる事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

(内部通報)

第23条 受注者又はこの契約の従事者は、発注者の法令等の違反又はそのおそれ、若しくは不当な事実を知った場合、高槻市職員等からの内部通報に関する規則（平成24年高槻市規則第45号）に基づき、その事実を発注者が置く内部通報相談員に内部通報を行うことができる。

(業務の報告等)

第24条 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の履行状況について発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、発注者が指示する様式により前項に定める報告を行わなければならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、受注者の提案する様式を使用することができる。

3 受注者は、第1項に基づき提出された書類の内容について、設計図書に定める月次又は年次会議等において発注者に説明しなければならない。また、発注者は、必要な範囲で追加資料の提出を求めることができる。

(改善措置請求)

第25条 前条に規定する報告等の結果、本契約等に従った業務が実施されていないと発注者が判断したときは、発注者はその内容を明示した上で、受注者に対して改善計画書の提出を指示することができる。受注者は、5日以内に改善計画書を発注者に提出し、自らの費用負担及び責任において、発注者の確認を受けた改善計画書に従い、本業務を行わなければならない。

2 発注者は、前項の期限内に受注者が改善計画書を提出しない場合（改善計画書により、指摘された違反内容を是正することができていないと認められる場合を含む）、又は、改善計画書どおりに本業務が行われていない場合、求める措置の内容とその理由を記載した書面を受注者に交付することにより、必要な措置を受注者の負担で行うことを請求することができる。

（貸与品等）

第26条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けようとするときは、事前に資料・物品貸与（支給）申請書または、発注者が別に指定する様式を発注者に提出しなければならない。

3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

（設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務）

第27条 受注者は、業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合には、これらに適するよう必要な修補を行わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（国庫補助金制度の変更）

第28条 本業務に関する国庫補助金制度が変更される場合においては、発注者と受注者は本契約の継続を含めた対応について協議するものとする。

2 前項の協議が、協議開始から30日以内に整わない場合、発注者は、必要となる本契約の変更を合理的に定めて受注者に通知するものとし、受注者はこれに従わなければならない。協議開始日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。

（法令等の変更）

第29条 受注者は、本契約締結日以降の法令等の変更（税制の変更を含む）により本業務の実施が困難になった場合、その内容の詳細を直ちに発注者に対して通知しなければならない。

2 前項の場合において、発注者は受注者に対し、法令等の変更による本事業への影響を調査するため、必要な資料の提出を求めることができる。また、発注者は法令等の変更により履行困難となった受注者の本契約上の義務の履行を必要な範囲及び期間において免責することができる。ただし、発

注者及び受注者は、当該法令等の変更の影響を早期に除去すべく適切な対応手順に則り、早急に対応措置をとり、法令等の変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

- 3 発注者が受注者から第1項の通知を受領した場合、発注者及び受注者は、当該法令等の変更に対応するために、速やかに本契約及び要求水準書の変更について協議する。かかる協議にも関わらず、変更された法令等の公布日から60日以内に、本契約又は、要求水準書の変更について合意が成立しない場合は、発注者が法令等の変更に対する対応方法を受注者に対して通知し、受注者はこれに従い本業務を継続する。
- 4 前項に基づく対応により発生する費用の負担は以下のとおりとする。
  - 一 本業務に直接関係する法令等の変更（税制の変更については消費税及び地方消費税の変更をいう。）の場合は、発注者の負担とする。
  - 二 本業務のみではなく、広く一般的に適応される法令等の変更の場合は、受注者の負担とする。
- 5 法令等の変更により、本業務を行うことができなかった期間が発生した場合であっても、原則として受注者は本業務のすべてを履行する義務を負う。ただし、やむを得ず本業務の一部が未履行のまま事業期間が満了したときの業務委託料については、本業務の未履行部分に相当する金額を差し引くものとする。なお、本規定は、本業務の全履行を目的とする受注者の協力・努力義務を免除するものではない。
- 6 法令等の変更により本契約の継続が著しく困難である場合、発注者は、直ちに本契約を解除することができる。

（設計図書等の変更）

第30条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務の中止）

第31条 発注者は、必要があると認める場合、受注者に対し、本業務について中止の内容及び理由を通知した上で、本業務の全部又は一部を中止させることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、客観的な算出根拠に基づく費用を負担しなければならない。

（プロフィットシェア）

第32条 受注者は、本業務について、要求水準書に定める業務の水準を低下させることなく、要求水準書に定める手法と比較し、より効果的で効率的な手法を提案できるものとする。ただし、受注者が提案できる範囲は、業務委託料の額の低減を伴うものとする。

- 2 発注者は、自らもしくは前項による改善提案により、必要と認める場合は、受注者に対して要求水準書の変更が業務に与える影響の検討を指示することができるものとし、受注者は、指示の受理した日から14日以内に発注者に検討結果を報告しなければならない。
- 3 発注者は、前項による検討結果の報告があったときは、検討結果に基づいて要求水準書を変更す

ることができるものとし、速やかにこれに基づく変更を行うか否かを、受注者に通知しなければならない。

4 前項に基づき要求水準書が変更され業務委託料を減額する場合、業務委託料の額が低減すると見込まれる場合の10分の5に相当する額を削減しないものとする。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第33条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第34条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

3 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第35条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日(第33条の場合にあっては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

第36条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

第37条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない

ない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聞かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
- 3 発注者は、災害の防止その他本業務の履行上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求できる。
- 4 発注者は、風水害あるいは地震等の自然災害が発生した場合、あるいは下水管の閉塞や道路陥没等が発生した場合、第三者への被害を防止するための措置、あるいは本業務の対象施設に対する影響調査等を受注者に対して指示することができる。受注者は可能な限り他の業務に優先し、指示に従う義務を負う。
- 5 受注者が第1項、第3項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合は、当該措置に要した費用のうち、受注者が本業務に係る業務委託料の範囲において負担することが適当でない認められる部分においては、発注者がこれを負担する。
- 6 受注者は自らの責任と費用において、保険の加入や資機材の確保といった本条の規定に対応するための準備をしなければならない。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第38条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害（第3項本文に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不相当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 業務を行うにつき通常避けることができない理由により第三者に及ぼした損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力)

第39条 成果物の引渡し前に、天災等で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、試験等に供される業務の出来形部分（以下この条及び第56条において「業務の出来形部分」という。）、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付された保険に

よりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

- 3 不可抗力により、本業務の全部又は、一部の遂行が困難となった場合、受注者はその内容の詳細を記載した書面をもって、直ちに発注者に対し通知し、発注者の指示に従い対応する。また、本件施設への被害、業務への影響を軽減するために、合理的な努力を行う義務を負うものとする。
- 4 受注者は、第2項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具であって立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）のうち、業務委託料の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 6 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

一 仮設物又は調査機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 7 第1項に定める不可抗力に伴う本件施設の損傷等により、本業務を行うことができなかった期間が発生した場合、原則として受注者は本業務の残り部分について、履行する義務を負う。ただし、やむを得ず本業務の一部が未履行のまま事業期間が満了したときの業務委託料については、本業務の未履行部分に相当する金額を差し引くものとする。なお、本項は本業務の全履行を目的とする受注者の協力・努力義務を免除するものではない。

(業務委託料の変更に代える設計図書の変更)

第40条 発注者は、第13条、第27条から第34条まで、第37条又は前条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、発注者が必要と認めるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(契約の変更)

第41条 第29条（法令等の変更）、第30条（設計図書等の変更）、第31条（業務の中止）、第33条（受注者の請求による履行期間の延長）、第34条（発注者の請求による履行期間の短縮等）、第39条（不可抗力）、及びその他本契約において特別に定める場合を除き、本契約は両当事者の書面による合意によらなければ変更することができない。

(検査等及び引渡し)

第42条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に業務完了届を提出することにより通知しなければならない。

2 発注者は、前項の業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査等を行わなければならない。

3 前項の検査等に不合格となり成果物の補正を命ぜられたときは、受注者は直ちに当該補正を行い、発注者の再検査等を受けなければならない。この場合、再検査等の期日については前項を準用する。

4 受注者は、前2項の検査等の合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果物を引渡さなければならない。

(業務移行期間)

第43条 受注者は、要求水準書に定めるところにより、業務移行期間において、本業務の引継ぎに必要な業務を行わなければならない。

2 前項の業務移行期間における業務の引継ぎに要する費用については、受注者が負担するものとする。

(業務委託料の支払い)

第44条 別途年度ごとに締結する年度契約及び単価契約に示す金額(以下、業務委託料という)が変更した場合は、本業務最終年度に業務委託料総額に対する変更契約を締結するものとする。また、特に国庫補助金による業務については、国の予算配分に応じて発注者が提示する業務量とする。

2 受注者は、第42条の規定による検査に合格し、成果物の引渡し完了したときは、発注者に対して業務委託料の支払いを請求することができる。

3 発注者は、前項の規定による適正な支払請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

(引渡し前における成果物の使用)

第45条 発注者は、第42条第4項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 受注者は、発注者から前項の請求を受けたときは、対象となる部分の成果物の照査を行い、必要に応じて、発注者の検査等を受けなければならない。

3 第1項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

(前金払)

第46条 受注者は、年度契約書に定めがある業務について、当該年度契約書に従い、業務委託料の前金払の支払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任)

第47条 発注者は、業務履行の成果又は引き渡された成果物が、種類又は品質種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡し又は履行の追完を請求することができる。

2 前項において受注者が負うべき責任は、第42条第2項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

3 第1項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が承

諾したうえで、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

4 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第48条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条、第50条、又は第51条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第49条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

一 第9条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

二 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

三 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

四 正当な理由なく、第47条第1項の履行の追完がなされないとき。

五 受注者又はその代理人若しくは使用人が、この契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

六 受注者又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、発注者の監督又は検査等の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。

七 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第50条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第9条第1項の規定に違反して、この契約から生じる業務委託料債権を譲渡したとき。

二 業務を完了させることができないことが明らかであるとき。

三 受注者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

- 四 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 五 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 七 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者に、この契約から生じる業務委託料債権を譲渡したとき。
- 八 第53条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 九 第12条第2項の規定により、発注者から委任又は下請契約の解除を求められた場合において、受注者がこの求めに応じなかったとき。
- 十 受注者（受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が暴力団員等に該当するとき。
- 十一 故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。

（談合等不正行為による解除）

第51条 発注者は、この契約に関し、受注者が、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。
- 二 独占禁止法第7条第1項若しくは同条第2項（同法第8条の2第2項及び同法第20条第2項において準用する場合を含む。）、同法第8条の2第1項若しくは同条第3項、同法第17条の2又は同法第20条第1項の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。
- 三 独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき、又は同法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- 四 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき（受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 五 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。
- 六 第11条の規定に違反したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第52条 前3条に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前3条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者による解除)

第53条 発注者が受注者の催告にも関わらず、正当な理由なく、業務委託料の支払いを一か月以上遅延した場合、受注者は、発注者に対する通知により、直ちに本契約を解除することができる。

2 前項により本契約が解除された場合、受注者は、発注者に対して、これにより生じた損害（ただし、逸失利益は含まない。）を請求することができる。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第54条 前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

第55条 この契約が解除された場合には、第2条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下この条において「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

4 受注者は、第1項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除されたときは、速やかに第43条に規定する業務の引継ぎを行わなければならない。

(解除に伴う措置)

第56条 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分（前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、調査機械器具、仮設物その他の物件（第12条第3項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件及び貸与品等のうち故意又は過失によりその返還が不可能となったものを含む。以下次項において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

3 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。

一 業務の出来形部分に関する撤去費用等

契約の解除が第49条、第50条、第51条又は第57条第3項によるときは受注者が負担し、第48条又は第53条によるときは発注者が負担する。

二 調査機械器具、仮設物その他物件に関する撤去費用等

受注者が負担する。

- 4 第2項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の撤去又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等（前項第1号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。
- 5 第1項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第49条、第50条、第51条又は第57条第3項によるときは発注者が定め、第48条又は第53条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第1項後段及び第2項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 6 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

第57条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 一 履行期間内に業務を完了することができないとき。
  - 二 この契約の成果物に契約不適合があるとき。
  - 三 第49条、第50条又は第51条の規定により成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
  - 四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第49条、第50条又は第51条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
  - 二 成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の遅滞料の額は、業務委託料総額から既支払額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関

する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「遅延利率」という。）を乗じて計算して得た額とする。

6 第2項の場合において、第8条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

7 第1項及び前項の規定による違約金の支払いは、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。  
（談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等）

第58条 受注者は、この契約に関し、第1号から第4号までのいずれかに該当するときは、賠償金として、業務委託料総額の10分の2に相当する額を、第5号に該当するときは、賠償金として、業務委託料総額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、又、業務が完了した後も同様とする。

一 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本項において同じ。）に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が確定したとき。

二 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。

三 第51条第4号に規定する刑が確定したとき。

四 第51条第5号に該当したとき。

五 第51条第6号に該当したとき。

2 前項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が、前項に規定する賠償金の額を超える場合には、受注者は、超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前2項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して前2項の額を発注者に支払わなければならない。

（受注者の損害賠償請求等）

第59条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一 第53条の規定によりこの契約が解除されたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第44条第3項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延利率を乗じて計算した遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（相殺）

第60条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、業務委託料請求権及びその他の債権と相殺することができる。

2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

(契約不適合責任期間等)

第61条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第42条第4項の規定による引渡し（以下この条において「引渡し」という。）を受けた日から3年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていた又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながら又は重大な過失によってこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(保険)

第62条 受注者は、本業務の実施にあたり、必要な条件を充足する損害賠償責任保険等の保険に契約期間中継続して加入しなければならない。

2 受注者は、前項の規定による保険契約締結後又は更新後速やかに当該保険証券の写しを発注者に提出しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第63条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額を発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで遅延利率を乗じて計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から追徴をする額につき、遅延日数に応じ、遅延利率を乗じて計算した額の延滞金を徴収する。

(リスク分担の原則)

第64条 本業務の実施に関して受注者に増加費用又は損害が発生した場合であっても、この契約書で別に定める場合、又は別紙1で定める場合を除き、発注者は何らの費用又は責任も負担しない。

(障がい者差別の解消)

第65条 受注者は障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）及び高槻市市長事務部局等における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に準じて、障がい者に対して不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障がい者に対する適切な対応を行うものとする。

(環境への配慮)

第66条 受注者は、業務に従事する者に本市の環境方針を周知するものとする。また、環境への負荷の低減及び環境への配慮の推進の取組について協力するように努めなければならない。

(守秘義務)

第67条 受注者は、業務を行う上で知り得た業務上の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た時は、この限りではない。

2 受注者は、この契約による業務の履行にあたり、個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(情報セキュリティポリシーの遵守)

第68条 受注者は、本契約の履行に際し、「高槻市情報セキュリティ基本方針」に定める事項を遵守しなければならない。

(契約外の事項)

第69条 この契約書に定めのない事項又はこの契約書について疑義が生じた事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

別紙（基本契約書第44条関係）

基本契約書第44条に定めるところにより、各会計年度における業務委託料の支払いの限度額は、次のとおりとする。

年度	予算	業務委託料支払限度額	うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額
令和7年度	収益的支出	金●●,●●●,●●●●円	金●,●●●,●●●●円
	資本的支出	金●●,●●●,●●●●円	金●,●●●,●●●●円
令和8年度	収益的支出	金●●,●●●,●●●●円	金●,●●●,●●●●円
	資本的支出	金●●,●●●,●●●●円	金●,●●●,●●●●円
令和9年度	収益的支出	金●●,●●●,●●●●円	金●,●●●,●●●●円
	資本的支出	金●●,●●●,●●●●円	金●,●●●,●●●●円

- (※) 収益的支出にて予算執行する業務：定期清掃業務、閉塞調査・解消業務、管内修繕業務  
 下水道計画図調製業務  
 資本的支出にて予算執行する業務：一元的統括管理業務、巡視点検業務、調査業務、  
 修繕改築計画策定業務

別紙1 リスク分担表

リスク項目		リスク分担の具体的内容	リスク分担		備 考
			市	受注者	
共通	応募手続リスク	1 応募に係る費用（提案書作成の件費、直接経費など）		○	
	入札手続リスク	2 入札説明書の訂正、入札手続きの更正等による追加費用	○		
	契約リスク	3 受注者側の事由による契約締結の遅延・中止		○	
		4 上記以外の事由による契約締結の遅延・中止	○	○	
	法令変更リスク	5 当該事業に係る法令変更、新規立法に対応するための費用、事業が中止となった場合に発生する費用（税制度に関する法令変更を除く。）	○		
		6 当該事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法に対応するための費用（税制度に関する法令変更を除く。）		○	経過措置、激変緩和措置、不遡及措置が取られることが一般的であり、事業に与える影響は小さい。
	税制変更リスク	7 当該事業に課される税制の新設及び変更に関するもの	○		積算基準等において、設計価格に計上されることが明記されているもの。 摘要日は不遡及を原則として受発注者間の協議による。
		8 受注者に課される税制の新設及び変更に関するもの		○	
	許認可リスク	9 事業管理者として取得すべき許認可の遅延による追加費用	○		
		10 当該事業の実施に関して受注者が取得すべき許認可の遅延		○	
	住民対応リスク	11 本事業の実施そのものに関する近隣住民の反対運動、訴訟、要望等への対応	○		
		12 受注者の責において行われた行為による近隣住民の反対運動、訴訟、要望、苦情等への対応		○	
	環境リスク	13 受注者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚濁、臭気、電場障害）に関する対応		○	
	物価変動リスク	14 事業期間の物価変動	△	○	契約書に明記する物価変動率を上回る物価変動に対しては、契約約款に従って対応す
	第三者賠償リスク	15 受注者の過失または不法行為による損害の賠償		○	
		16 業務遂行の不備・未達により第三者に与えた損害の賠償	○	○	試行的業務であるため、未達の場合でも改善措置請求に留める。（損害の賠償までは負わせていない）
		17 発注者の帰責事由により第三者に与えた損害の賠償	○	△	受注者が、発注者の帰責事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない
		18 業務を行うにつき通常避けることができない理由により第三者に及ぼした損害（受注者が善良な管理義務を怠ったことに起因するものは除く。）	○		
		19 上記以外の事由により第三者に与えた損害の賠償		○	

リスク項目		リスク分担の具体的内容	リスク分担		備 考	
			市	受注者		
共通	知的財産リスク	20	契約図書に知的財産の取扱いが明記されている知的財産の費用負担	○	△	契約図書に受注者負担が明記される場合においては、受注者がリスク分担する。
		21	上記以外の事由による費用負担、その他の対応		○	
	事業中止リスク	22	契約にない市の要因（政策変更ほか）による事業中止・延期	○		
		23	受注者の帰責事由による事業中止・延期		○	
		24	上記以外の事由による事業中止・延期	○	○	受発注者の協議において、個別の事由に応じた判断をする。
	債務不履行リスク	25	市による債務不履行	○		
		26	受注者による債務不履行		○	事業の中断・放棄等、また、受注者のサービス水準の著しい低下、要求水準等の未達、アウトプット・アクション目標の未達や不適合の場合は受注者が負担する。
	工期遅延リスク	27	市の事由による業務完了の遅延	○		
		28	上記以外の事由による業務完了の遅延（本表に別段の定めがあるものは除く。）		○	
	内容変更リスク	29	市の帰責事由による業務内容等の変更	○		
		30	国庫補助制度の変更及び国への要望に対する内示額の減による業務内容等の変更	○	○	
	終了手続リスク	31	業務の業務移行期間に要する費用		○	
		32	終了手続に伴う諸費用の発生に関するもの、共同企業体等の清算手続に伴う評価損益等		○	
	不可抗力リスク	33	不可抗力による施設の損害による修復費用	○		受注者が善良な注意義務を怠った場合を除く
		34	不可抗力による受注者が保有または賃借する資機材の損害の費用	○	△	費用負担の範囲、金額等は基本契約書第39条による
35		不可抗力による上記以外の追加費用	○	○	受発注者間の協議による。	
-		※「不可抗力」とは、市及び受注者のいずれの事由にもよらず、または計画段階において想定しえない暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、落雷等の自然災害、及び、戦争、暴動、公衆衛生上の事態、その他の人為的な事象をいう。				

リスク項目		リスク分担の具体的内容	リスク分担		備 考
			市	受注者	
維持管理	維持管理費増大 リスク	36 受注者の帰責事由による当初予定の維持管理費用の超過 (本表に別段の定めがあるものは除く。)		○	
		37 市の要因による仕様変更等による当初予定の維持管理費用の超過	○		
		38 詰まりや苦情等の突発的な対応業務が、発注時の予定上限額の超過	○		対応件数の増加に対する予算は市の責任において確保すべき。
		39 詰まりや苦情等の突発的な対応業務が、発注時の想定を超過したことによる、資機材・体制の増強にかかる追加費用		○	
	業務中の事故 リスク	40 受注者の帰責事由により、下水道施設やその他施設を破損させたことによる復旧及び機能を代替するための追加費用		○	
		41 業務中に住民に障害を負わせる、または住宅等の財産を破損させたことによる補償		○	
		42 受注者の責めによるものか明白でなく、下水道施設やその他施設を破損させたことによる復旧及び機能を代替するための追加費用	○	○	受発注者間の協議による。
	道路陥没リスク	43 点検調査の見落としにより、本来防止することが可能であった道路陥没が発生したことによる損害の賠償（社会通念上、受注者負担が適当でない場合を除く。）	△	○	試行的業務委託においては、明らかな過失の場合を除き、受発注者間の協議による。
		44 点検調査が未実施の箇所において、道路陥没が発生したことによる第三者の損害の賠償	○		
	遅延リスク	45 市の事由による維持管理の遅延	○		
		46 上記以外の事由による維持管理の遅延（本表に別段の定めがあるものは除く。）		○	
	情報流出リスク	47 善良な管理義務に反するなど市の帰責事由による個人情報の流出	○		
48 上記以外の事由による個人情報の流出（本表に別段の定めがあるものは除く。）			○		
調査・計画	調査リスク	49 受注者が実施したTVカメラ調査などの不備に起因する計画変更、設計変更、工法変更等の変更による追加費用		○	
		50 受注者以外の者が実施したTVカメラ調査などの不備に起因する計画変更、設計変更、工法変更等の変更による追加費用	○	△	受注者が、調査内容に不備があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない
	計画リスク	51 市の条件提示、指示誤り等による計画・設計の不備の補正及び市に発生した追加費用	○	△	配置技術者の資質に照らして、市の指示等が誤りと判断し通知すべきにもかかわらず、これを怠った場合はこの限りではな
		52 受注者の計算ミス、基準の見落とし等による計画・設計の不備の補正及び市に発生した追加費用		○	